

公正取引協議会検討委員会の意見募集（イメージ）

検討中の案（抜粋）	左の案の考え方、コメント
<p>豊類公正取引協議会会則規約（検討素案）</p> <p>（名 称） 本会は、豊類公正取引協議会と称する。</p> <p>（地域及び事務所） 本会の地域は全国一円とし、事務所を○ ○に置く。</p> <p>（目 的） 不当景品類及び不当表示防止法の規定に 基づいて認定を受けた「豊類の表示に関 する公正競争規約」の円滑、かつ、効果 的な運用、公正な取引の促進等を図り、 豊類関連産業の発展と国民生活の向上に 寄与することを目的とする。</p> <p>（事 業）</p> <ol style="list-style-type: none"> （１）規約の内容の周知徹底 （２）規約についての相談及び指導 （３）規約の遵守状況の調査 （４）違反する疑いがある事実の調査 （５）違反する構成事業者に対する措置 （６）公正取引マーク等の承認等 （７）一般消費者等からの苦情処理 （８）法令の普及及び違反の防止 （９）関係官庁との連絡 （１０）会員に対する情報提供 （１１）その他 <p>（会員の資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正会員 ・ 賛助会員 	<p>事務所は、協議会発足当初は、全日豊事 務所内に置くこととしてはどうか。</p> <p>ブロック単位の相談員を置く（既存組織 の枠組みを活用する）こととしてはどう か。</p> <p>正会員は、豊表等生産者・輸入業者、流 通業者（問屋）、材料商、豊店などの個人 事業者又は団体。 賛助会員は、会の趣旨に賛同する個人、 事業者又は団体。</p>

(会 費)

会費の額及び徴収方法は、総会において別に定める。

(役員の種類及び定数)

- (1) 理 事 16名以内
- (2) 監 事 2名

会 長 1名
副会長 3名以内
専務理事 1名

(役員任期)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問及び相談役)

本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。
顧問及び相談役の任期は2年。ただし、再任を妨げない。

(専門部会の設置)

会長は、理事会の議決を経て、専門部会を設置することができる。
専門部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局の設置等)

本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

(会費徴収)

畳業界を大きく①生産・輸入、②流通(問屋)、③販売(畳店等)の3つに分け、業界全体で均等に費用を負担することとしてはどうか。

理事は、全国を8ブロック程度に分け、それぞれ2名程度ずつ選出してはどうか。

会長、副会長は非常勤、専務理事は常勤(既存の団体の役員と兼務)としてはどうか。

当面、①広報 ②調査 ③ランク検討の3部会を設置する方向で検討してはどうか。

業務は、当面、全日畳の事務局に委託して実施することとしてはどうか。